

★ メイン情報 ★

■ 1) 【知らなきゃ損? 法令シリーズ 第5弾】 どれだけ守れてる? 運転者の遵守事項


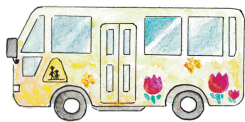

車を使う時は、色々なことを守らなければならないよ!
例えば…… あれ、すぐに出てこないなあ。



道路交通法で「運転者が守らなければならないこと」として、14項目が定められています。「走行中」だけでなく、走行していなくても注意しなければならないことがあります。皆様はどれだけ実施できていますか?

道路交通法 第71条 運転者の遵守事項

運転時に注意すること

徐行	徐行して安全を確認する	
<p>泥はね運転の禁止 (第1項)</p>  <p>ぬかるみ又は水溜まりを走行する際は徐行等、泥や汚水等を飛散させないようにし、他人に迷惑をかけないようにしましょう。</p> <p>違反：泥はね運転</p>	<p>通学通園バスの保護 (第2項の3)</p>  <p>児童、幼児等の乗降のため停車している通学通園バスの側方を通過する時は徐行し、安全確認しましょう。</p> <p>違反：幼児等通行妨害</p>	<p>安全地帯の歩行者の保護 (第3項)</p>  <p>道路の左側部分に設けられた安全地帯に歩行者がいる場合、その側方を通過する時は、徐行し、安全確認をしましょう。</p> <p>違反：安全地帯徐行違反</p>

徐行・一時停止

身体障害者・幼児・高齢歩行者等の保護 (第2項、第2項の2)

以下の状態の人が通行している場合は、一時停止や徐行をし、通行を妨げないようにしましょう。



- ・ 車椅子に乗っている身体障害者
- ・ 白杖を携えていたり、盲導犬を連れている目が見えない人
- ・ 耳が聞こえない人

- ・ 付き添いのない児童 / 幼児

- ・ 高齢の歩行者
- ・ 身体の障害のある歩行者
- ・ その他の通行に支障のある歩行者 (妊婦や杖が必要な怪我人等)

違反：幼児等通行妨害

運転チェックシート

違反項目	泥はね運転	幼児等通行妨害	安全地帯徐行違反
○ / ×			
罰則	5万円以下の罰金	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金	



普段から守れていれば「○」を、守れていなかったら「×」を記入して、普段の自分の行動を振り返ろう!

走行中の状態

携帯電話使用等 (第71条 第5項の5)



自動車又は原動機付自転車を運転する場合、下記携帯電話等の使用はやめましょう。

- ・携帯電話、自動車電話用装置を通話のために使用
- ・カーナビや携帯電話の画面等に表示された画像を注視しないこと

※停止時や傷病者の救護等緊急の場合は除外されます。

違反：携帯電話使用等（交通の危険 / 保持）



「保持」は、携帯電話等を持って通話した場合を言うよ。
「交通の危険」は、携帯電話等を「保持」していたり、カーナビやスマートフォンの画面等を注視していたことによって、急ブレーキや交通事故等の交通の危険を生じさせた場合を指しているよ！

「保持」と「交通の危険」のどちらも当てはまる場合は、より罰則の重い「交通の危険」となります。

公安委員会遵守事項 (第71条 第6項)



・各都道府県の公安委員会が道路の危険防止のために定めた禁止事項を守りましょう。

- (東京都例)
- ・傘差し運転
 - ・自転車での携帯電話使用等
 - ・カーラジオやイヤホン等使用で安全運転に必要な交通に関する音や声が聞こえない状態で運転すること

違反：公安委員会遵守事項違反

迷惑行為の禁止

騒音運転等の禁止 (71条 第5号の3)



自動車又は原動機付自転車を使用し、下記行為によって他人に迷惑をかけるほどの騒音を生じさせないようにしましょう。

- ・急発進させること
- ・急激に速度を増加すること
- ・エンジンを空吹かしさせないこと

違反：騒音運転等

初心運転者等の保護 (71条 第5号の4)



自動車を運転する際に、危険防止以外の目的のため、進行している初心者マーク等を表示した自動車に下記行為を行わないようにしましょう。

- ・幅寄せ
- ・割込み

違反：初心運転者等保護義務違反

運転チェックシート

違反項目	携帯電話使用等 (保持)	携帯電話使用等 (交通の危険)	騒音運転等	初心運転者等 保護義務違反
○ / ×				
罰則	3月以下の懲役 又は5万円以下の罰金		5万円以下の罰金	

安全確認徹底

安全確認（第4項の3）

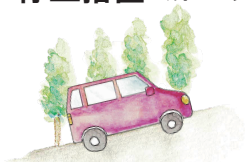


同乗者を含む乗車している人が安全確認をせず、交通の危険を生じさせないようにしましょう。

- ・安全不確認でドアを開ける
- ・安全不確認で車両から降りる

違反：安全不確認ドア解放等

停止措置（第5項の2）



車両等を離れるときは、その原動機を止め、完全にブレーキをかける等当該車両等が停止の状態を保つため必要な措置を取りましょう。

違反：停止措置義務違反

転落等防止措置（第4項）



同乗者を含む乗車している人が転落しないようにしたり、積載物が転落・飛散しないよう、下記のような必要な措置を取りましょう。

- ・乗降口のドアを閉じること
- ・貨物の積載を確実にする

違反：転落等防止措置義務違反

転落積載物等危険防止措置（第4項の2）



車両等の積載物が道路に転落・飛散した場合は、速やかに転落・飛散した物を除去する等、道路における危険を防止するため必要な措置を取りましょう。

違反：転落積載物等危険防止措置義務違反

無断運転の防止（第5項の2）



自動車又は原動機付自転車から離れる場合は、その車両が他人に無断運転されないようにしましょう。

運転チェックシートで「×」がついたものは、これから「○」になるようにしていこう！

安全第一に、
今日も気をつけなくちゃ！



運転チェックシート

違反項目	安全不確認ドア解放等	転落等防止措置義務違反	公安委員会遵守事項違反	転落積載物等危険防止措置義務違反	停止措置義務違反
○ / ×					
罰則	5万円以下の罰金				

★ プチ情報 ★

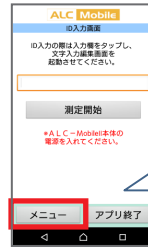
■ 1) ALC-Mobile II ご使用のお客様向け ALC-Mobile for Android アプリの更新!

ALC-Mobile II のアプリが更新されたよ!
Android7.0にも対応したり、設定方法が簡単になったよ。



最新バージョン画面表示 (Ver. 2.3.9)

2017/7/12 に配信された最新の ALC-Mobile II のアプリケーション (Ver. 2.3.9) は、Android7.0に対応になりました。またメニューボタンからすぐに Bluetooth の設定 (ペアリング) ができるようになる等、より使用しやすく改修されました。この機会に、最新のバージョンへ更新しましょう。



「Bluetooth 設定」が表示されていれば最新です!



バージョンは下記方法でも確認可能です。
「メニュー」 → 「アプリについて」

更新方法



① PLAY STORE のアイコンをタップし、「東海電子」を検索します。

② 「ALC-Mobile for Android」を選択します。

③ 「更新」をタップします。
※更新が表示されない場合は、既に最新の状態です。

許可画面の表示

アプリ制限の確認

本アプリケーションをご利用するには、以下のパーミッションの許可が必要となります。

- ・カメラ
- ・ストレージ
- ・位置情報
- ・電話
- ・連絡先

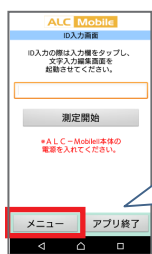
設定を許可する

更新後にアプリケーションを立ち上げると、「使用許可画面」が表示される場合があります。全て「許可」を選択してください。

※セキュリティ等の問題で PLAYSTORE が表示出来ない場合は、一時的にセキュリティ等を解除し、更新する必要があります。各会社のシステム管理者へご相談ください。

ALC-Mobile 設定 Q & A

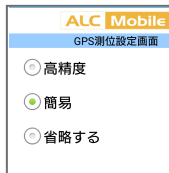
まずは設定画面へ!



「メニュー」 → 「設定」

パスワードの初期値は「12345678」

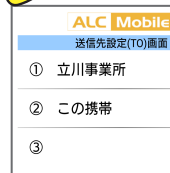
GPS の取得に時間がかかるなあ。



簡易にするとおおまかな場所になりますが、高精度よりも早く GPS の取得ができます。

「測定時の設定」 → 「GPS 測位設定」より変更可能です。

送信先を変えるのはどうやるんだろう?



変更したい送信先を選択し、メールアドレス等を変更します。

「通信設定」 → 「送信先設定 (T0)」より変更可能です。

東海電子株式会社 事務局
水野 井口

東京都立川市曙町 2-34-13
オリンピック第3ビル 203号室
TEL : 042-526-0905 FAX : 042-526-0906

<http://www.tokai-denshi.co.jp/>